

Q2-2 台湾企業と技術供与契約を締結する場合の留意点について教えてください。

技術提携に関する契約は技術提供契約、共同開発契約、技術提携契約、授權契約などよく見受けられます。台湾では技術提供あるいは授權に関する権利義務事項に関して特段の法律規定はないので、紛争を避けるために、契約当事者双方のニーズに応じて取引内容を十分に契約の中に反映することが重要となります。また、公平取引委員会が発布した「公平取引委員会の技術授權協議案件の処理原則」に定められた競争を阻害するような契約は認められず、公平取引法(独占禁止、不当競争に関する法令)に違反しないよう注意しなければなりません。

日台間の技術支援取引において、日系企業は主に技術供与する側となるため、以下は技術供与者の観点から注意すべき事項を参考までにまとめます。

1. 技術内容

特許技術であるか専門技術(know-how)であるかを含め、技術内容、仕様や規格など提供される技術内容を明確に定義する必要があります。

2. 技術提供の方式

技術提供の方法、例えば、書面(あるいは電子方式)提供、電話コンサルティング、技術者派遣、協力業者の支援、器具の提供(どちらがコストを負担するか)などのどのような方法によるのかを明確にする必要があります。

3. 技術授權範囲

独占的か非独占的か、また技術授權を受ける者は第三者に移転あるいは再授權(関連会社を例外とする規定が可能)することができるかどうか、授權範囲には期間、対象地域などの制限以外に、さらに提供する技術内容(技術ソースコード、配布(distribution)あるいは書類)ごとに授權することができるかどうかを明確に約定する必要があります

4. 対価

よく見受けられる対価の計算方法は以下の通りですが、これらを組み合わせることもできます。

- (1) 固定金額: 技術供与を受ける者が一定期間内に一括もしくは数回に分けて(契約締結時や技術支援完成時など)固定金額を支払います。
- (2) 変動金額: 技術供与を受ける者の対象製品の売上高の一定比率など、何らかの金額や数量をベースに計算された金額を支払います。

5. 租税負担

台湾の税法規定により、台湾会社が外国会社に対してロイヤルティや技術サービス報酬を支払う際には通常、20%の源泉徴収を行わなければなりません。なお、受領者が日本企業の場合は日台租税協定により10%へ軽減することが可能です。当該税金の負担者は、法令上は受取側ですが、その負担の帰属について当事者間で争いになることもありえますので、負担者をどちらにするかも明記した方が確実です。

6. 技術者の派遣

技術者が台湾に入国して技術指導を行う場合、顧問料、出張実費、ビザ関連費用、保険料などの関連コストはどちらが負担するかを明記する必要があります。技術サービス料が定額の場合、派遣する技術者の経歴、人数、時間などを記載した方が確実です。技術供与者がトレーニングを提供する場合、トレーニングを実施する場所、時間数、相手方の当該トレーニングの参加者数、または関連費用をどちらが負担するかを明記するほうが望ましいといえます。

7. 検証

対価の計算方式が技術供与を受ける者の売上高もしくは生産数などとリンクしている場合、技術供与者は相手方の関連帳簿の検証権を確保すべきであり、その場合、検証にか

かるコストの負担者についても明記しておくべきです。検証コストは原則として技術供与者の負担ながら、検証の結果と技術供与を受ける側からの報告数字に一定比率の差異が発生した場合には当該検証コストを技術供与を受ける側の負担とすることがよく見られます。

8. 技術提携の製品、技術供与先での改良
技術提携の結果として改良されて生まれた新技術、または技術供与を受ける者が当該技術を利用して生み出した新製品関連の知的財産権の帰属や授權方式および請求方法について明確化する必要があると考えられます。
9. 機密保持義務
技術供与を受ける者に当該技術内容の情報の機密保持義務を厳守させるべきです。また必要限度内の従業員、代理人にのみ開示し、当該人員も同様な機密保持義務を負わせます。
10. 第三者の特許権利不侵害および賠償
技術供与者が提供した技術に関して、「第三者の特許権不侵害」を保証するか否かを明確にしておくことがあります。「第三者の特許権不侵害」を保証する場合、技術供与者が特許権侵害訴訟の主導権を持ち、技術供与を受ける者に対する賠償責任の金額上限を設定することが好ましいです。
11. 契約期間
契約期間は期限付きあるいは無期限（当事者が契約継続を停止する意思がない場合、契約は自動的に更新される）どちらでも可能です。双方当事者は毎年ロイヤルティあるいは技術サービス報酬の金額もしくは比率を検討可能とすることもできます。
12. 契約終了後の取扱
契約終了後、技術を利用した商品の在庫の処理、技術説明を含む書面あるいはその他書類、器具などを返還するかどうかを明記しておきます。
13. その他一般条項
契約違反への対応、準拠法、紛争の解決方法などを定めます。